公述人 A 氏

公述意見の要旨

市の考え方

- ① 地権者の意見が議会側に伝わっていません。ま ① 市ではこれまで、市議会定例会の建設常任委員会 た、地権者と議会との意見交換が行われていませ λ_{\circ}
 - において、大船駅東口市街地再開発事業の現状に ついて、個別面談で頂いた意見や、説明会の状況、 権利者の方々からの意見などを報告してきまし た。

今後も市議会に対して、当該事業の状況について その都度報告を行い、情報の共有を行なっていき ます。

- ② このような不透明な状況の中で、再開発事業を行 ② うべきではありません。特にマンションの用途は 必要無いと考えています。
 - 大船駅東口第一種市街地再開発事業は、昭和 47 年に計画決定し、第1地区は平成4年に事業が完 了しています。その後の第2地区の事業化に向け、 計画案の作成や説明会の開催などを実施してき ました。

平成 24 年度には、権利者を対象に意向調査を行 ったところ、82 名中 55 名の方の賛同を得る結果 も含め、今回の都市計画手続を進めてきたところ です。

今後も、権利者や市民の皆様へは、説明や報告な どを随時行い、ご協力を得ながら、都市計画変更 手続を進め、事業を推進していきます。

また、本案件の区域を含む大船市街地域は、都市 計画として定める「鎌倉都市計画区域の整備、開 発及び保全の方針」及び「鎌倉都市計画都市再開 発の方針」、本市における行政計画である「鎌倉市 都市マスタープラン」及び「第2次鎌倉市住宅マ スタープラン」において、少子化・高齢化やライフ スタイルの変化、事業の採算性を踏まえ、大船駅 周辺地区に商業地としてのにぎわいを保ちつつ も、住宅や住環境の整備を行っていく地域として いるものです。

特に、鎌倉市都市マスタープラン増補版では、地 域別方針の「10大船市街地域」の中で、具体的な 取り組みとして「大船駅前は公共公益施設、住宅、 交流型商業拠点として整備(大船駅東口再開発事 業の推進)」を掲げています。

このため、当該再開発事業では、良好な都市型住 宅の供給を計画に位置付けています。